

目 次

1	計画策定の背景	P. 2
2	計画の概要	P. 2
3	計画の内容	P. 3
4	計画の推進	P. 5
5	計画の進行管理	P. 6
6	参考資料	P. 6

1. 計画策定の背景

心肺停止者の生存率は、救命処置が1分遅れるごとに7～10%ずつ低下するといわれている。心筋梗塞や心筋症等による心室細動に対する救命処置としては、救命現場での心臓マッサージや人工呼吸等基礎的な心肺蘇生処置と併せて、自動体外式除細動器（AED）を使用して電氣的除細動を行うことが効果的である。

救急車が現場に到着するまでの間に、一般市民（非医療従事者）による心肺停止状態の傷病者に対する迅速な除細動が可能となれば、救命率の向上が期待できることから、厚生労働省は、平成16年7月に一般市民が救命の現場に居合わせた際はAEDを使用してもよいとの方針を示している。

そこで、本市では、市民の生命を守るため、市民の救命への関心と協力意欲の高揚を図り、AEDの設置推進を官民一体で取り組んでいくため、AEDの普及啓発や設置促進、救命講習会等について取りまとめた「深谷市AED普及推進計画」を策定することとした。

2. 計画の概要

(1) 計画の趣旨

本市では、市民が市民を救う基本的な理念として、人命救助の思想を普及するとともに、心肺停止状態の傷病者の救命率の向上を図ることで、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指す。

このため、AEDの必要性や有効性の啓発等を推進するとともに、公共施設をはじめ、市民が多く立ち寄る民間施設等へのAEDの設置促進、AEDを効果的に使用するための救命講習会の受講促進を図る等、心肺停止による突然死から市民の尊い命を守るための「深谷市AED普及推進計画」を定めるものである。

(2) 計画の構成

- ア AEDの普及啓発
- イ AEDの設置促進
- ウ AEDの設置情報の公開
- エ 救命講習会の受講促進
- オ AED貸し出し制度の周知と活用促進

(3) 計画の期間及び目標

この計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間とし、次の目標の達成に努める。

- | | |
|----------------|---------------------|
| ア 市有施設のAED設置数 | 127台 |
| イ 救命講習会の受講者数 | 約10,000人（年間約2,000人） |
| ウ 貸し出し用AEDの配備数 | 3台 |

3. 計画の内容

(1) AEDの普及啓発

心肺停止状態の傷病者の救命率向上のためには、基本的な心肺蘇生措置と迅速なAEDの使用が必要であることを広く普及啓発することが大切である。

そこで、多くの市民の救命への関心と協力意欲の高揚を図るため、救命処置の必要性や有効性について、市の広報やホームページ等を通じて普及啓発を図る。また、AEDの一般知識や操作方法を記載したパンフレット等を作成し、PRに努める。

(2) AEDの設置促進

AEDの設置を義務付ける等の法令は、現在、日本にはないが、AEDを活用した迅速な救命処置を行える体制を一刻も早く構築するためAEDの設置を促進させる必要がある。

AEDの設置については、平成18年5月に八都県市首脳会議において示された「AEDの普及啓発に向けた基本方針」及び「AEDの普及啓発に向けたマニュアル」を踏まえ、市が率先して市有施設へAEDの設置促進を図る。

また、不特定多数の市民が訪れる施設は市有施設だけではなく、救命のためには官民一体となってAEDの設置を推進することが効果的であるため、民間施設へのAEDの設置の必要性や有効性について啓発し設置促進を図る。

ア 市有施設への設置

(ア) 設置基準

市有施設への設置については、次の設置基準により、計画的に設置する。

- (a) 不特定多数の市民が出入りし、または利用する施設等
(本庁舎、総合支所、公民館、図書館、文化施設、大規模公園等)
- (b) 不特定多数の市民が運動等を目的として利用する施設等
(体育館・プール等のスポーツ施設等)
- (c) 不特定多数の市民が出入りし、または利用する施設で入浴の設備を有する施設
(老人福祉センター等)
- (d) 不特定多数の市民が休日や夜間において初期医療の提供を受ける施設等
(休日急患診療所・こども夜間診療所等)
- (e) 小学校・中学校等の施設
- (f) 消防関係施設

(イ) 設置計画台数

設置は、上記設置基準を満たす施設にAED1台を設置するものとする。

年度	設置台数
平成25年(現在)	102台
平成26年(目標)	127台

イ 民間施設への設置促進について

民間施設へのAEDの設置促進を図るために不特定多数の市民が訪れる以下の施設を中心に必要性等を周知し設置促進を図るものとする。

- (イ) 交通施設（駅等）
- (ロ) 体育施設（スポーツクラブ、ゴルフ場、各種スポーツ施設等）
- (ハ) 商業施設（大規模小売店舗等）
- (ニ) 宿泊施設（ホテル、旅館、温泉施設等）
- (ホ) 医療施設（診療所、医院、歯科医院等）
- (ヘ) 福祉施設等（各種老人ホーム、老人保健施設、障害福祉施設等）
- (ト) 私立学校等（幼稚園、保育園、中学校、高等学校、各種専門学校、大学等）
- (チ) 娯楽施設（映画館、場外船券売場等）
- (リ) その他不特定多数が利用する施設

(3) AED設置情報の公開

市民がAEDを効果的に活用するためには、市内の設置状況についての最新情報を容易に入手できることが重要である。

このため、市内AEDマップを作成し、公民館等に掲示することにより市民にAEDの設置場所を周知する。また、埼玉県がAED設置情報を「埼玉県AED設置情報提供システム」として県ホームページに公表しているため、本市としては、このシステムを活用し、市の広報やホームページ等を通じて市民に積極的な活用を促す。

(4) 救命講習会の受講促進

心肺停止状態の傷病者が発生した救急現場に居合わせた者（バイスタンダー）が、迅速にAEDを使用して除細動を行うことが心肺停止状態の傷病者に有効である。

このため、市民がいつでも・どこでも・だれもが救急現場に居合わせた際に、AEDを使用した救命処置が施せるよう、年間約2,000人、5年間で約10,000人のAEDを含む救命講習会の受講促進を図る。

救命講習会の受講促進に当たっては、市の広報やホームページ等により、救命講習会の日程を掲示する他、防災関係イベント等で広く市民に呼びかけ受講促進を図る。

また、市職員が率先してAEDを使用できるよう、市職員を対象とした救命講習会を実施するほか、事業者や学校、自治会等の団体へ救命講習会の実施を呼びかけ、出張講習を実施する。

(5) AED貸し出し制度の周知と活用促進

イベント参加中あるいはその周辺での心肺停止状態の傷病者に対応できるよう、主に市民を対象としたイベント主催者に対し、一定の条件の下にAEDを貸し出す「AED貸し出し制度」を実施し、各種団体等が活用できるよう周知を図る。

4. 計画の推進

(1) 市の役割

市は、深谷市AED普及推進計画を進めるにあたり、次の役割を担う。

ア AEDの普及啓発

市は、市の広報やホームページ等のほか、様々な機会を活用し、AEDの必要性や有効性等について普及啓発を図る。

イ 市有施設へのAED設置

平成26年度内に市有施設に25台を設置する。

ウ AED設置情報の公開

市内AEDマップを作成するほか、市の広報やホームページ等で「埼玉県AED設置情報提供システム」を広く市民に周知する。

エ 救命講習会の受講促進

市の広報やホームページ等で講習会の日程を周知し、受講促進を図る。

市職員が率先してAEDを使用できるよう職員への救命講習会を実施する。

事業者、学校、自治会等の団体への出張講習を実施し、受講促進を図る。

オ AED貸し出し制度の実施

市民を対象としたイベント主催者へAEDを貸し出せるよう、貸し出し用AEDを3台配備するとともにその管理を行う。

カ AEDの適切な維持管理

施設管理者は、施設に設置したAEDが必要な時に効果的に使用できるよう、バッテリーや消耗品の取り換えなど、適切な維持管理を行う。

(2) 市民・民間事業者等の役割

市民・民間事業者等は、深谷市AED普及推進計画に基づく次の事項の実施に努める。

ア AEDの設置促進

民間事業者等は、AED設置の必要性や有効性を検討し、積極的にAEDの設置に努める。

イ 救命講習会の受講促進

市民・民間事業者等は、救命講習会を受講または開催し、いつでも・どこでも・だれもがAEDを用いた救命処置ができるよう努める。

ウ AED貸し出し制度の活用促進

市民を対象としたイベント等を開催する団体は、AED貸し出し制度を積極的に利用するよう努める。

5. 計画の進行管理

(1) AED設置台数等の公表

毎年、市有施設のAED設置状況、AED貸し出し件数、救命講習会受講者数をホームページで公表する。

(2) AEDマップの更新

毎年、AEDマップ情報を最新のものにし、公民館等に掲示する。

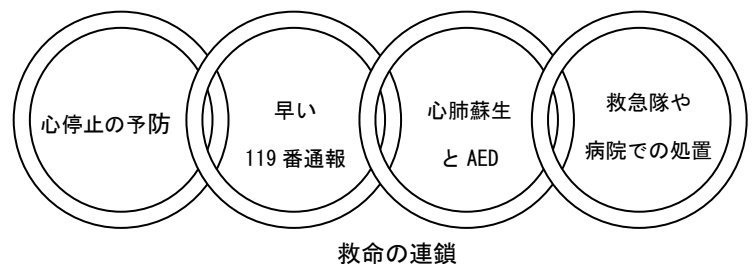
6. 参考資料

(1) 救命の連鎖

傷病者の命を救い、社会復帰に導くために必要となる一連の行いを「救命の連鎖」という。

「①心停止の予防」、「②早い119番通報」、「③早い心肺蘇生とAED」、「④救急隊や病院での処置」の4つの輪で成り

立っており、この4つの輪が途切れることなくすばやくつながることで救命効果が高まる。



心停止の予防

心停止の予防は、心停止や呼吸停止となる可能性のある傷病者を未然に防ぐことである。例えば、小児では交通事故・窒息・溺水などによる不慮の事故を防ぐことが重要となり、成人では急性心筋梗塞や脳血管疾患発症時の初期症状の気づきが重要であり、それによって心停止に至る前に医療機関で治療を開始することが可能になる。

早い119番通報

突然倒れた人や反応のない人など心肺停止の疑いのある傷病者を発見したら、大声で叫んで応援を呼び、直ちに119番通報を行って、AEDや救急隊が少しでも早く到着するように努めることが最初の重要な行動となる。

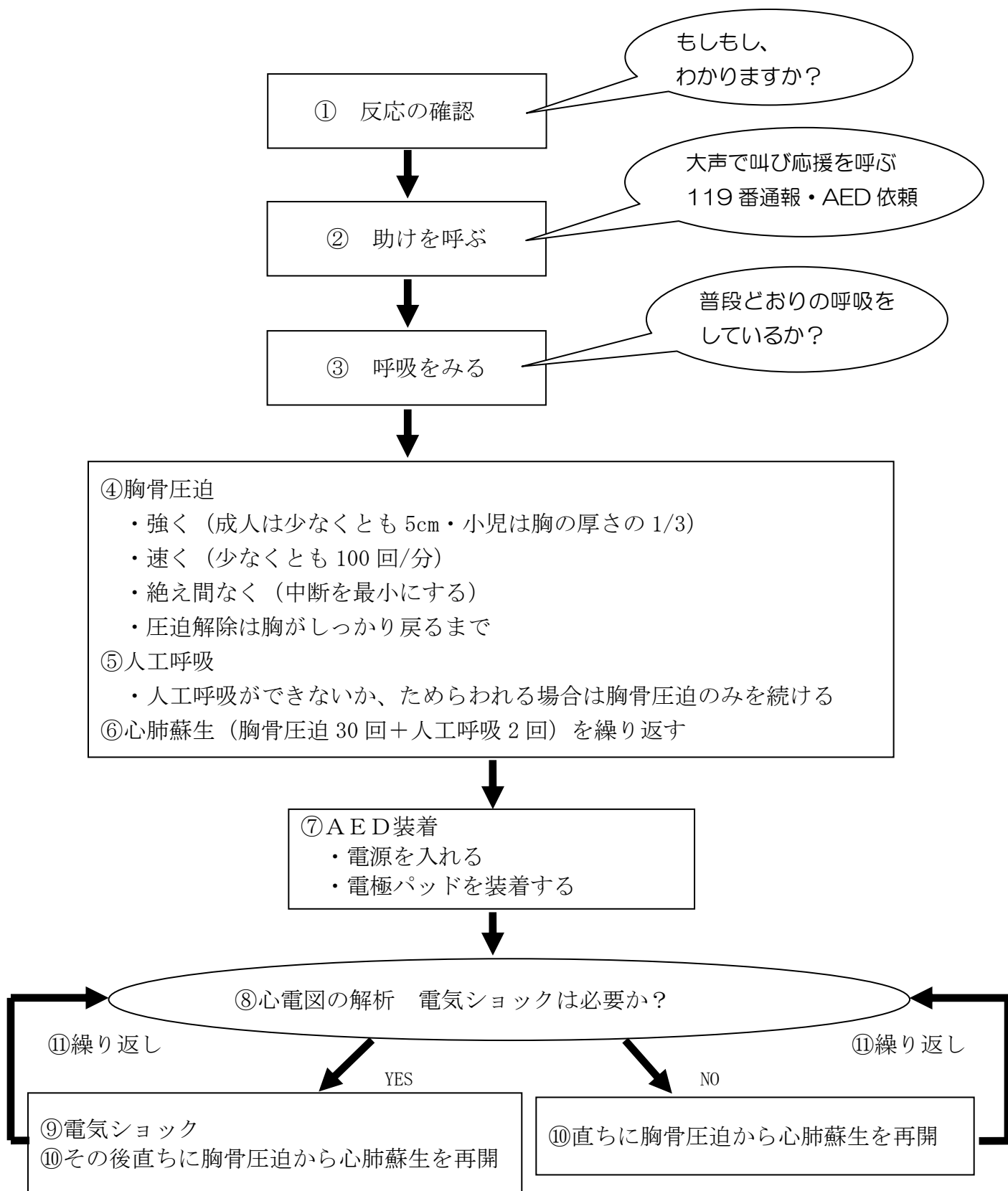
早い心肺蘇生とAED

救急隊が到着するまでの間、一次救命処置（胸骨圧迫や人工呼吸による心肺蘇生と除細動が適応になる場合のAEDの実施）が救命率の向上に重要となる。

救急隊や病院での処置

一次救命処置のみでは心拍が再開しない傷病者に対して、薬剤や医療機器を用いて二次救命処置を行うものである。心拍再開後は必要に応じて専門の医療機関で集中治療を行うことで社会復帰の可能性を高めることができる。

【心肺蘇生法の手順】



救急隊に引き継ぐまで、または傷病者が目を開けたり、普段どおりの呼吸が出現するまで心肺蘇生を続ける。

A E D 設置施設一覧 市の施設（平成25年9月現在）

No.	施設名称	台数	小児用電極パッドの有無	設置場所	担当課	No.	施設名称	台数	小児用電極パッドの有無	設置場所	担当課
1	深谷市役所 本庁舎	1		市民ホール	総務課	52	みらい幼児園おかべ	1	○	事務室	保育課
2	深谷市役所 南別館	1			総務課	53	つばさ保育園	1	○	事務室	保育課
3	産業会館	1	○	1階フロア	商工振興課	54	川本保育園	1	○	事務室	保育課
4	川本総合支所	1		庁舎事務室	川本市民生活課	55	川本南保育園	1	○	事務室	保育課
5	花園総合支所	1		事務室	花園市民生活課	56	深谷幼稚園	1	○	職員室	教育総務課
6	第二庁舎	1			総務課	57	深谷西幼稚園	1	○	職員室	教育総務課
7	教育庁舎	1			総務課	58	桜ヶ丘幼稚園	1	○	職員室	教育総務課
8	ふかや緑の王国	1	○	本館事務室	ガーデンシティ ふかや推進室	59	藤沢幼稚園	1	○	職員室	教育総務課
9	深丘園	1		ホール	市民課	60	上柴西幼稚園	1	○	職員室	教育総務課
10	浄化センター	1	○	玄関ホール2F	下水道課	61	幡羅幼稚園	1	○	職員室	教育総務課
11	深谷消防署	1	○	救急深谷1号車 積載	警防課	62	明戸幼稚園	1	○	職員室	教育総務課
12	深谷消防署	1	○	救急深谷2号車 積載	警防課	63	大寄幼稚園	1	○	職員室	教育総務課
13	深谷消防署	1	○	庁舎（車庫入口）	警防課	64	常盤幼稚園	1	○	職員室	教育総務課
14	深谷消防署 藤沢分署	1	○	救急藤沢1号車 積載	警防課	65	豊里幼稚園	1	○	職員室	教育総務課
15	深谷消防署 豊里分署	1	○	救急豊里1号車 積載	警防課	66	おかべ幼稚園	1	○	小ホール	教育総務課
16	深谷消防署 岡部分署	1	○	救急岡部1号車 積載	警防課	67	花園幼稚園	1	○	職員室	教育総務課
17	深谷消防署 上柴分署	1		救急上柴1号車 積載	警防課	68	深谷小学校	1	○	校舎1F 職員室	教育総務課
18	花園消防署	1		救急花園1号車 積載	警防課	69	深谷西小学校	1	○	校舎1F 保健室	教育総務課
19	花園消防署	1	○	救急花園2号車 積載	警防課	70	桜ヶ丘小学校	1	○	校舎1F 職員室	教育総務課
20	花園消防署	1	○	花園救助1号車 積載	警防課	71	藤沢小学校	1	○	校舎1F 職員室	教育総務課
21	花園消防署 川本分署	1		救急川本1号車 積載	警防課	72	上柴東小学校	1	○	校舎1F 保健室	教育総務課
22	花園消防署 寄居分署	1	○	救急寄居1号車 積載	警防課	73	上柴西小学校	1	○	校舎1F 保健室	教育総務課
23	保健センター	1	○	ホール	保健センター	74	幡羅小学校	1	○	校舎1F 職員室	教育総務課
24	総合健診センター	1	○	1階診察室	医師会	75	常盤小学校	1	○	校舎1F 職員室	教育総務課
25	老人ホーム松寿園	1		事務所	松寿園	76	明戸小学校	1	○	校舎1F 職員室	教育総務課
26	老人福祉センター仙元荘	1		事務室	もくせい館（長寿福祉課）	77	大寄小学校	1	○	校舎1F 職員室	教育総務課
27	老人福祉センター福寿荘	1		事務室	もくせい館（長寿福祉課）	78	豊里小学校	1	○	校舎1F 職員室	教育総務課
28	老人福祉センター岡部荘	1		事務室	もくせい館（長寿福祉課）	79	八基小学校	1	○	校舎1F 保健室	教育総務課
29	もくせい館	1		事務室	もくせい館（長寿福祉課）	80	岡部小学校	1	○	校舎1F 保健室	教育総務課
30	老人福祉センター花園荘	1		事務室	もくせい館（長寿福祉課）	81	榛沢小学校	1	○	校舎1F 職員室	教育総務課
31	図書館	1	○	カウンター内	図書館	82	本郷小学校	1	○	校舎1F 保健室	教育総務課
32	深谷公民館	1	○	公民館1階 事務室	生涯学習課	83	岡部西小学校	1	○	校舎1F 保健室	教育総務課
33	藤沢公民館	1	○	公民館1階 事務室	生涯学習課	84	川本南小学校	1	○	校舎1F 職員室	教育総務課
34	幡羅公民館	1	○	公民館1階 事務室	生涯学習課	85	川本北小学校	1	○	校舎1F 職員室	教育総務課
35	明戸公民館	1	○	公民館1階 事務室	生涯学習課	86	花園小学校	1	○	校舎1F 保健室	教育総務課
36	大寄公民館	1	○	公民館1階 事務室	生涯学習課	87	深谷中学校	1		校舎2F 職員室	教育総務課
37	八基公民館	1	○	公民館1階 事務室	生涯学習課	88	南中学校	1		校舎1F 保健室	教育総務課
38	豊里公民館	1	○	公民館1階 事務室	生涯学習課	89	藤沢中学校	1		校舎1F 保健室	教育総務課
39	上柴公民館	1	○	3F 公民館事務室	生涯学習課	90	上柴中学校	1		校舎2F 職員室	教育総務課
40	南公民館	1	○	公民館1階 事務室	生涯学習課	91	幡羅中学校	1		校舎1F 職員室	教育総務課
41	岡部公民館	1	○	公民館1階 事務室	生涯学習課	92	明戸中学校	1		校舎1F 保健室前廊下	教育総務課
42	川本公民館	1	○	公民館1階 事務室	生涯学習課	93	豊里中学校	1		校舎1F 保健室	教育総務課
43	花園公民館	1	○	公民館1階 事務室	生涯学習課	94	岡部中学校	1		校舎1F 保健室	教育総務課
44	市民文化会館	1	○	事務室	生涯学習課	95	川本中学校	1		校舎1F 保健室	教育総務課
45	花園文化会館アドニス	1	○	アドニス1F 事務室	生涯学習課	96	花園中学校	1		校舎1F 保健室	教育総務課
46	深谷コミュニティセンター	1	○	1階事務室	保健センター	97	道の駅 おかべ	1	○	事務室	商工振興課
47	桜ヶ丘保育園	1	○	事務室	保育課	98	道の駅 かわもと	1	○	直売所事務室	商工振興課
48	藤沢保育園	1	○	事務室	保育課	99	ビッグタートル	1		事務所	生涯学習課
49	明戸保育園	1	○	事務室	保育課	100	グリーンパーク・パティオ	1		受付カウンター	農業振興課
50	八基保育園	1	○	事務室	保育課	101	川本サングリーンパーク	1	○	事務室	商工振興課
51	豊里保育園	1	○	事務室	保育課	102	社会福祉協議会	1	○	ボランティア交流センターホール	福祉課
小計		51	35			小計		51	39		
合計		102	74								